

静岡県告示第325号

省エネ住宅新築等事業費補助金交付要綱（令和4年静岡県告示第326号）の一部を次のように改正する。
令和5年5月8日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「外皮平均熱貫流率」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）<u>第1条第1項第2号イ(1)(i)</u>に規定する外皮平均熱貫流率をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「子育て世帯」とは、<u>こどもみらい住宅支援事業補助金交付要綱（令和3年12月20日付け国住生第310号）第2の1</u>に規定する子育て世帯をいう。</p> <p>(8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、<u>こどもみらい住宅支援事業補助金交付要綱第2の2</u>に規定する若者夫婦世帯をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) この要綱において「外皮平均熱貫流率」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）<u>第1条第1項第2号イ(1)</u>に規定する外皮平均熱貫流率をいう。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「子育て世帯」とは、<u>こどもエコすまい支援事業補助金交付要綱（令和4年12月2日付け国住生第250号）第2の1</u>に規定する子育て世帯をいう。</p> <p>(8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、<u>こどもエコすまい支援事業補助金交付要綱第2の2</u>に規定する若者夫婦世帯をいう。</p> <p>(9)・(10) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。